

告示

埼玉県告示第六百九号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第四十九条及び第五十五条第一項並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条及び第五十五条第一項の規定による指定医療機関又は指定施術機関から、次のとおり変更の届出があった。

平成三十年五月二十九日

埼玉県知事 上田清司

一 指定医療機関

名称	変更事項	変更前	変更後
医療法人 清仁会 蕨スマイルクリニック	名称	蕨第一皮フ科	医療法人 清仁会 蕨スマイルクリニック
おおた歯科クリニック	所在地	蓮田市黒浜一六三七―一	蓮田市藤ノ木一―二一 タウンコート蓮田一〇
プラチナ薬局 北上尾店	開設者	株式会社 リバーサル WEST	株式会社エアリーファ ーマシー
共創未来 桶川薬局	名称	桶川ロイヤル薬局	共創未来 桶川薬局
共創未来 北本薬局	名称	わかば薬局北本店	共創未来 北本薬局
共創未来 上里薬局	名称	上里調剤薬局	共創未来 上里薬局

二 指定施術機関

明石 峻平	氏名
施術所所在地	変更事項
所沢市東所沢一―三― 一―三F	変更前
さいたま市緑区大間木 一五八六―一 カーサ 小島	変更後